

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2019-219485(P2019-219485A)

【公開日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-052

【出願番号】特願2018-116078(P2018-116078)

【国際特許分類】

G 03 B 17/02 (2021.01)

G 03 B 17/56 (2021.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

【F I】

G 03 B 17/02

G 03 B 17/56 D

H 04 N 5/225 200

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月1日(2021.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮像装置であって、

レンズと、

レリーズ指示を受け付けるためのレリーズ操作部材と、

開口を形成し、少なくとも一部が開閉部材である枠部とを有し、

前記レリーズ操作部材と前記枠部の開閉部材とは、前記レリーズ操作部材の操作方向において投影上重ならないよう配され、

前記レリーズ操作部材と前記レンズとは、前記レリーズ操作部材の操作方向において投影上重ならないよう配され、

前記枠部は、前記撮像装置の筐体の外装の一部を形成することを特徴とする撮像装置。

【請求項2】

前記枠部の開閉部は、回動可能に軸支された揺動体であることを特徴とする請求項1に記載の撮像装置。

【請求項3】

前記枠部は、カラビナ部を構成することを特徴とする請求項1または2に記載の撮像装置。

【請求項4】

前記レリーズ操作部材の操作方向に平行な第1の軸と前記レンズの光軸に平行な第2の軸とに直交する第3の軸において、前記レンズは、前記枠部と前記レリーズ操作部材との間に配されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項5】

前記撮像装置の把持に用いる指置き部をさらに有し、

前記指置き部は、被写体側と反対側の面に配されていることを特徴とする請求項4に記載の撮像装置。

【請求項6】

前記第3の軸において、前記レンズは、前記枠部と前記指置き部との間に配されていることを特徴とする請求項5に記載の撮像装置。

【請求項7】

前記レリーズ操作部材と前記指置き部とは、異なる面に配されていることを特徴とする請求項6に記載の撮像装置。

【請求項8】

前記レリーズ操作部材は、押圧式の鉗であることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項9】

前記被写体側と反対側の面に配された前記レリーズ操作部材とは異なる第2の操作部材をさらに有し、

前記第2の操作部材は、前記第3の軸において、前記枠部と前記指置き部の間に配されていることを特徴とする請求項5乃至7のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項10】

前記枠部の開口は、少なくとも互いに平行な第1の直線の組と互いに平行な第2の直線の組とにより形成される請求項1乃至9のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項11】

前記第2の直線の組は、前記第1の直線の組に平行な直線と直交することを特徴とする請求項10に記載の撮像装置。

【請求項12】

前記開口部は、矩形形状であることを特徴とする請求項1乃至9のいずれか1項に記載の撮像装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明に係る撮像装置は、レンズと、レリーズ指示を受け付けるためのレリーズ操作部材と、

開口を形成し、少なくとも一部が開閉部材である枠部とを有し、前記レリーズ操作部材と前記枠部の開閉部材とは、前記レリーズ操作部材の操作方向において投影上重ならないよう配され、前記レリーズ操作部材と前記レンズとは、前記レリーズ操作部材の操作方向において投影上重ならないよう配され、前記枠部は、前記撮像装置の筐体の外装の一部を形成することを特徴とする。